

○大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例施行規則

令和2年3月13日

規則第36号

改正 令和3年3月16日第70号

令和5年3月9日第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例（令和元年条例第47号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 条例第3条第1項第1号イ（イ）、同項第2号イ（イ）及び同項第3号イ（イ）に規定する新規創業とは、新たに事業を始めるに当たり開業届出書、法人設立届出書又は事業開始等申告書（以下「届出書等」という。）を提出しようとする者又は使用の申請日において届出書等を提出してから3年以内の者をいう。

2 条例第3条第1項第1号エ、同項第2号ウ及び同項第3号エに規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 大田区立本羽田二丁目第2工場アパート（以下「工場アパート」という。）の使用に適し、他の使用者の操業及び近隣住民の生活に支障を来すおそれがなく、かつ、工場アパート全体の管理運営に支障がないと認められる事業を営む者であること。

(2) 事業税及び住民税を滞納していないこと。

3 条例第3条第1項第3号ウに規定する規則で定める要件を備えている学術機関等とは、他の使用者又は地域産業に対し支援等を行う機関とする。

4 条例第3条第2項に規定する区長が特に必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに掲げるときとする。

(1) 国若しくは東京都その他の公共団体又は公共的団体が使用するとき。

(2) 区内産業に対して、発注、雇用創出等の貢献が見込まれるとき。

(公募の方法)

第3条 区長は、条例第4条の規定によりユニットの使用者を公募するときは、区報又は掲示等により、所在地、仕様及び規模、募集室数、使用料、使用者の要件、使用申請手続その他必要な事項を公告しなければならない。この場合において、区長が特に必要と認めるときは、特定のユニットについて使用できる業種又は業態に制限を設けることができる。

(使用の申請)

第4条 条例第5条の規定によりユニットを使用しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 使用の申請は、1申請者につき1室に限るものとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、1申請者につき2室（現にユニットを使用している者については、2室からその使用に係る室数を減じた室数）まで申請することができる。

(使用予定者の決定)

第5条 区長は、前条第1項の規定に基づく使用申請を受けたときは、事業計画等の審査（以下「審査」という。）を行うものとする。

2 審査に係る基準については、別に定める。

3 区長は、ユニットの使用申請者が条例第3条に規定する要件を満たし、かつ、審査の結果に基づきその使用を適当であると認めたときは、当該申請者を使用予定者として決定する。この場合において、次に掲げる施設を現に使用している者がユニットの使用予定者として決定されたときは、現に使用している施設の返還届を提出しなければならない。

(1) 大田区賃貸工場条例の一部を改正する条例（令和元年条例第48号）の規定による改正前の大田区賃貸工場条例（平成6年条例第7号）に基づく短期賃貸工場（同条例第2条第1項第2号に規定する建替使用者として使用している場合を除く。）

(2) 大田区東糀谷六丁目工場アパート条例（平成24年条例第9号）に基づくユニット

4 国若しくは東京都その他の公共団体又は公共的団体が使用申請者である場合には、第2項の基準による審査を行わないことができる。

（使用予定者決定等の通知）

第6条 前条第3項の規定により使用予定者として決定した者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用予定者決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 条例第3条に規定する要件を満たさない者又は審査の結果により使用を認められなかった者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用不許可通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（補欠者の通知）

第7条 条例第7条第1項の規定により補欠者として決定した者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート補欠登録通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 条例第7条第3項の規定により補欠者のうちから新たに使用予定者として決定した者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用予定者決定通知書により通知するものとする。

（請書）

第8条 条例第8条第1項第1号に規定する請書は、別記第5号様式とする。

（極度額の設定）

第9条 連帯保証人の負担は、入居当初のユニットの使用料の12月分相当額を限度とする。

（連帯保証人の資格等）

第10条 条例第8条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次の要件を備えている者でなければならない。

(1) 独立の生計を営む者であること。

(2) 確実な保証能力を有する者であること。

2 使用者は、連帯保証人が死亡したとき、若しくは前項に規定する要件を欠いたとき又は連帯保証人の変更を要するときは、新たに前項に規定する要件を備えている連帯保証人を定めて、連帯保証人変更届（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

3 使用者は、前項に規定する場合を除くほか、連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、直ちに区長に通知しなければならない。

4 第2項に規定する場合において、使用料の3月分に相当する金額の保証金を納付している使用者が新たな連帯保証人を定められないときは、使用料の2月分に相当する金額の保証金を追加納付することにより、連帯保証人について条例第8条第3項に規定する例によることができるものとする。

5 前項の規定により保証金を追加納付しようとする者は、保証金変更届（別記第7号様式）を区長に提出するとともに、当該保証金を納付するものとする。

（使用許可書の交付）

第11条 条例第8条第4項又は第9条の規定によりユニットの使用者として決定した者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用許可書（別記第8号様式）を交付するものとする。

（公募及び使用手続の例外）

第12条 条例第9条に規定する規則で定める要件は、国若しくは東京都その他の公共団体又は公共的団体が使用するときとする。

（使用資格の変更）

第13条 条例第3条第1項各号に掲げる使用資格については、ユニットの使用予定者として決定された後に、別の使用資格に変更することができる。

2 前項の規定により別の使用資格に変更しようとするときは、使用資格変更申請書（別記第9号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、使用資格の変更の可否を決定し、使用資格変更許可（不許可）書（別記第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（ユニットの移転）

第14条 現にユニットを使用している者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ユニットから別のユニットに移転することができる。

（1） 災害その他の事情により、使用者の責めに帰すべき事由によらないで、ユニットが使用できなくなったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、区長が工場アパートの管理上必要と認めるとき。

2 前項の規定により別のユニットに移転しようとするときは、ユニット移転申請書（別記第11号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、移転の可否を決定し、ユニット移転許可（不許可）書（別記第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（移転後の使用期間等）

第15条 前条第1項の規定により別のユニットに移転して使用する場合は、移転後の使用期間は、現に使用許可を受けている期間から既にユニットを使用した期間を減じた期間とする。

2 現にユニットを使用している者が複数のユニットを使用することとなる場合における新たに使用許可を受けるユニットの使用期間は、現に使用許可を受けているユニットの使用期間から既にユニットを使用した期間を減じた期間とする。

3 第5条第3項各号に掲げる施設を過去に使用したことがある者が新たにユニットを使用する場合は、新たに使用するユニットにおいて、当該施設での使用期間を既に使用した期間とみなす。

（使用期間の更新）

第16条 条例第10条第2項第1号の規定によりユニットの使用期間を更新しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート更新申請書（別記第13号様式）により申請しなければならない。

2 条例第10条第2項第2号の規定によりユニットの使用期間を更新しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（1） 条例第3条の要件を備えている者であること。

（2） 4年間の操業計画において、ユニットの使用が必要であると認められること。

（3） これまでに使用料等の滞納がなく、今後も遅滞なく納付する見込みのある者であること。

3 前項の規定によりユニットの使用期間を更新しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート更新申請書により申請しなければならない。

4 前項の規定により更新を申請しようとする者は、当該申請の際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 事業計画書

（2） 前3期分の決算書の写し。ただし、個人である場合には前3年分の確定申告書の写し

（3） 前年度の事業税及び住民税の納税証明書。ただし、個人である場合には前年度の住民税の納税証明書

（4） その他区長が必要と認める書類

5 条例第10条第2項第3号の規定によりユニットの使用期間を更新しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（1） 1回目の更新にあつては条例第10条第2項第2号の規定によりユニットを使用した者であること、2回目以降の更新にあつては同項第3号の規定により更新し、それぞれ許可された期間内

においてユニットを使用した者であること。

(2) 条例第3条の要件を備えている者であること。

(3) 4年間の操業計画において、ユニットの使用が必要であると認められる者であり、かつ、将来的なユニットの返還計画を有するものであること。

(4) これまでに使用料等の滞納がなく、今後も遅滞なく納付する見込みのある者であること。

6 前項の規定によりユニットの使用期間を更新しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート更新申請書により申請しなければならない。

7 前項の規定により更新を申請しようとする者は、当該申請の際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 返還計画を含む事業計画書

(2) 前3期分の決算書の写し。ただし、個人である場合には前3年分の確定申告書の写し

(3) 前年度の事業税及び住民税の納税証明書。ただし、個人である場合には前年度の住民税の納税証明書

(4) その他区長が必要と認める書類

8 区長は、第1項、第3項又は第6項の規定に基づくユニットの使用期間の更新申請を受けたときは、審査を行うものとする。

9 審査に係る基準については、区長が別に定める。

10 区長は、審査の結果、その使用を適当であると認めたときは、当該申請者を継続更新使用者として決定する。

11 前項の規定によりユニットの継続更新使用者として決定した者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート更新許可書(別記第14号様式)により通知する。

12 区長は、第2項各号若しくは第5項各号に規定する要件を満たさない者又は審査の結果ユニットの継続更新使用を認めなかった者に対し、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート更新不許可書(別記第14号様式)により通知する。

(駐車場の使用)

第17条 条例第10条第4項で定める駐車場を使用しようとする使用者は、区長に申請しなければならない。

2 駐車場の使用に係る手続その他必要な事項は、別に定める。

(使用料)

第18条 条例第11条第1項第1号に定めるユニットの使用料は、別表第1のとおりとし、同項第2号に定めるユニットの使用料は、別表第2のとおりとし、同項第3号に定めるユニットの使用料は、別表第3のとおりとする。

2 条例第11条第2項に定めるユニットの使用料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条第2項第3号の規定に基づき、1回目の更新を行った者のユニットの使用料は、別表第4のとおりとする。

(2) 条例第10条第2項第3号の規定に基づき、2回目の更新を行った者のユニットの使用料は、別表第5のとおりとする。

(3) 条例第10条第2項第3号の規定に基づき、3回目の更新を行った者のユニットの使用料は、別表第6のとおりとする。

(4) 条例第10条第2項第3号の規定に基づき、4回目の更新を行った者のユニットの使用料は、別表第7のとおりとする。

(5) 条例第10条第2項第3号の規定に基づき、5回目の更新を行った者のユニットの使用料は、別表第8のとおりとする。

3 条例第12条に定める駐車場の使用料は、別表第1のとおりとする。

(日割計算の方法)

第19条 条例第13条第2項に規定する日割額は、1月を30日として計算する。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第20条 区長は、条例第14条第1項第1号に該当する使用者に対しては、次に掲げるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) ユニットの全部が使用できなかつたとき。前条前段に定める例により算出した額に、使用できなかつた日数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。)

(2) ユニットの一部分が使用できなかつたとき。前条前段に定める例により算出した額に、使用できなかつた日数を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

2 区長は、条例第14条第1項第2号に該当する使用者に対しては、2分の1を限度に当該使用料を減額することができる。

3 前2項の規定により行う使用料の減額又は免除の期間は、1年を超えない範囲内で区長が決定する。

(使用料の徴収猶予)

第21条 条例第14条第1項の規定により区長が使用料の徴収を猶予する場合は、区長が特に必要と認めた場合とし、その期間は、3月を超えない範囲内とする。

2 前項の場合において、徴収を猶予された期間の使用料については、当該期間の終了後3月以内に当該使用料の全額を納付しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、当該使用料を分割して納付させることができる。

(使用料の減免及び徴収猶予の手續)

第22条 条例第14条の規定により使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用料減免申請書(別記第15号様式)又は大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用料徴収猶予申請書(別記第16号様式)により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、その可否を決定し、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用料減免承認(不承認)決定通知書(別記第17号様式)又は大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用料徴収猶予承認(不承認)決定通知書(別記第18号様式)により申請者に通知するものとする。

(使用権の承継手續)

第23条 条例第19条の規定により施設の使用権を承継しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用権承継許可申請書(別記第19号様式)により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、使用権の承継を受ける者について条例第3条に規定する要件を審査し、使用権の承継の可否を決定し、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用権承継許可(不許可)書(別記第20号様式)により申請者に通知するものとする。

(届出事項)

第24条 条例第20条の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表者を変更したとき。
- (2) 企業の所在地又は代表者の住所を変更したとき。
- (3) その他区長が定める事由

2 使用者は、条例第20条及び前項に規定する事由が生じたときは、当該事由が生じた日から14日以内に、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用変更等届(別記第21号様式)により区長に届け出なければならない。この場合において、区長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可事項)

第25条 条例第21条第4号に規定する規則で定める事由は、区長が特に必要と認める事由とする。

- 2 使用者は、条例第21条第1号から第3号まで又は前項のいずれかの規定に該当するときは、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用変更等許可申請書（別記第22号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用変更等許可（不許可）書（別記第23号様式）により申請者に通知するものとする。
- （返還届）

第26条 条例第22条第1項に規定する返還届は、別記第24号様式による。

（明渡し等）

第27条 区長は、条例第23条第1項の規定により施設の使用許可を取り消したときは、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用許可取消通知書（別記第25号様式）により使用者に通知するものとする。

- 2 区長は、条例第23条第1項の規定により施設の明渡しを請求するときは、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート明渡し請求書（別記第26号様式）により使用者に通知するものとする。この場合において、使用者は、通知を受けた日から14日以内に施設を明け渡さなければならない。
- （保証金の精算）

第28条 条例第24条に規定する保証金の精算は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート保証金精算書（別記第27号様式）により行う。

（検査員証）

第29条 条例第25条第3項に規定するユニットの検査に当たる者の身分を示す証明書は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート検査員証（別記第28号様式）による。

（指定申請書の提出）

第30条 条例第27条第1項の規定による指定を受けようとする団体は、当該団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名その他区長が必要と認める事項を記載した指定申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の指定申請書には、条例第27条第2項に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- （1） 工場アパートの管理に関する収支予算書
 - （2） 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
 - （3） 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - （4） 当該団体の経営状況を明らかにする書類
 - （5） 当該団体の組織及び事業内容を明らかにする書類
 - （6） 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める書類

- 3 前2項に掲げる書類は、区長が定める期間内に提出しなければならない。
- （指定の通知）

第31条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、条例第27条第1項の規定により指定管理者に指定すること、又は指定しないことを決定したときは、それぞれ書面により当該申請をした団体に通知するものとする。

（協定の締結）

第32条 区長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と工場アパートの管理に関する協定を締結するものとする。

- 2 前項の協定においては、条例第28条及び第29条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
- （1） 管理に要する費用に関する事項
 - （2） 管理の業務及び経営の状況の報告、調査及び指示に関する事項
 - （3） 指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(委任)

第33条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、工場アパートに関し、大田区賃貸工場条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年規則第32号）による改正前の大田区賃貸工場条例施行規則（平成6年規則第40号）（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則（令和3年3月16日規則第70号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。

付 則（令和5年3月9日規則第32号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

(1) ユニット使用料

| 室番号 | 面積 | 使用料 |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 101号 | 224.19平方メートル | 月額 583,000円 |
| 102号 | 166.42平方メートル | 月額 432,000円 |
| 103号 | 99.64平方メートル | 月額 258,000円 |
| 104号 | 199.28平方メートル | 月額 517,000円 |
| 201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号 | 99.64平方メートル | 月額 179,000円 |
| 204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号 | 49.82平方メートル | 月額 89,000円 |
| 206号、307号、407号、508号 | 94.18平方メートル | 月額 169,000円 |
| 207号、308号、408号、509号 | 157.94平方メートル | 月額 286,000円 |
| 501号～506号 | 65.72平方メートル | 月額 119,000円 |

(2) 駐車場使用料

| 種類 | 使用料 |
|-----|--------------|
| 平面式 | 1台月額 26,000円 |
| 機械式 | 1台月額 15,000円 |

別表第2（第18条関係）

| 室番号 | 面積 | 使用料 |
|---------------------|--------------|-------------|
| 101号 | 224.19平方メートル | 月額 641,000円 |
| 102号 | 166.42平方メートル | 月額 475,000円 |
| 103号 | 99.64平方メートル | 月額 283,000円 |
| 104号 | 199.28平方メートル | 月額 568,000円 |
| 201号～203号、208号～210号 | 99.64平方メートル | 月額 196,000円 |

| | | |
|-------------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 号、301号、302号、309号～ 311号、401号、402号、409 号～411号、510号～512号 | | |
| 204号、205号、303号～306 号、403号～406号、507号 | 49.82平方メートル | 月額 97,000円 |
| 206号、307号、407号、508 号 | 94.18平方メートル | 月額 185,000円 |
| 207号、308号、408号、509 号 | 157.94平方メートル | 月額 314,000円 |
| 501号～506号 | 65.72平方メートル | 月額 130,000円 |

別表第3（第18条関係）

| 室番号 | 面積 | 使用料 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 101号 | 224.19平方メートル | 月額 699,600円 |
| 102号 | 166.42平方メートル | 月額 518,400円 |
| 103号 | 99.64平方メートル | 月額 309,600円 |
| 104号 | 199.28平方メートル | 月額 620,400円 |
| 201号～203号、208号～210 号、301号、302号、309号～ 311号、401号、402号、409 号～411号、510号～512号 | 99.64平方メートル | 月額 214,800円 |
| 204号、205号、303号～306 号、403号～406号、507号 | 49.82平方メートル | 月額 106,800円 |
| 206号、307号、407号、508 号 | 94.18平方メートル | 月額 202,800円 |
| 207号、308号、408号、509 号 | 157.94平方メートル | 月額 343,200円 |
| 501号～506号 | 65.72平方メートル | 月額 142,800円 |

別表第4（第18条関係）

| 室番号 | 面積 | 使用料 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 101号 | 224.19平方メートル | 月額 730,000円 |
| 102号 | 166.42平方メートル | 月額 541,000円 |
| 103号 | 99.64平方メートル | 月額 323,000円 |
| 104号 | 199.28平方メートル | 月額 648,000円 |
| 201号～203号、208号～210 号、301号、302号、309号～ 311号、401号、402号、409 号～411号、510号～512号 | 99.64平方メートル | 月額 233,000円 |
| 204号、205号、303号～306 号、403号～406号、507号 | 49.82平方メートル | 月額 116,000円 |
| 206号、307号、407号、508 号 | 94.18平方メートル | 月額 221,000円 |
| 207号、308号、408号、509 号 | 157.94平方メートル | 月額 372,000円 |
| 501号～506号 | 65.72平方メートル | 月額 154,000円 |

別表第5（第18条関係）

| 室番号 | 面積 | 使用料 |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 101号 | 224.19平方メートル | 月額 761,000円 |
| 102号 | 166.42平方メートル | 月額 565,000円 |
| 103号 | 99.64平方メートル | 月額 338,000円 |
| 104号 | 199.28平方メートル | 月額 677,000円 |
| 201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号 | 99.64平方メートル | 月額 253,000円 |
| 204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号 | 49.82平方メートル | 月額 126,000円 |
| 206号、307号、407号、508号 | 94.18平方メートル | 月額 240,000円 |
| 207号、308号、408号、509号 | 157.94平方メートル | 月額 402,000円 |
| 501号～506号 | 65.72平方メートル | 月額 167,000円 |

別表第6（第18条関係）

| 室番号 | 面積 | 使用料 |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 101号 | 224.19平方メートル | 月額 799,000円 |
| 102号 | 166.42平方メートル | 月額 593,000円 |
| 103号 | 99.64平方メートル | 月額 354,000円 |
| 104号 | 199.28平方メートル | 月額 710,000円 |
| 201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号 | 99.64平方メートル | 月額 265,000円 |
| 204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号 | 49.82平方メートル | 月額 132,000円 |
| 206号、307号、407号、508号 | 94.18平方メートル | 月額 252,000円 |
| 207号、308号、408号、509号 | 157.94平方メートル | 月額 422,000円 |
| 501号～506号 | 65.72平方メートル | 月額 175,000円 |

別表第7（第18条関係）

| 室番号 | 面積 | 使用料 |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 101号 | 224.19平方メートル | 月額 838,000円 |
| 102号 | 166.42平方メートル | 月額 622,000円 |
| 103号 | 99.64平方メートル | 月額 371,000円 |
| 104号 | 199.28平方メートル | 月額 745,000円 |
| 201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号 | 99.64平方メートル | 月額 278,000円 |

| | | |
|------------------------------------|--------------|-------------|
| 204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号 | 49.82平方メートル | 月額 138,000円 |
| 206号、307号、407号、508号 | 94.18平方メートル | 月額 264,000円 |
| 207号、308号、408号、509号 | 157.94平方メートル | 月額 443,000円 |
| 501号～506号 | 65.72平方メートル | 月額 183,000円 |

別表第8（第18条関係）

| 室番号 | 面積 | 使用料 |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 101号 | 224.19平方メートル | 月額 879,000円 |
| 102号 | 166.42平方メートル | 月額 653,000円 |
| 103号 | 99.64平方メートル | 月額 389,000円 |
| 104号 | 199.28平方メートル | 月額 782,000円 |
| 201号～203号、208号～210号、301号、302号、309号～311号、401号、402号、409号～411号、510号～512号 | 99.64平方メートル | 月額 291,000円 |
| 204号、205号、303号～306号、403号～406号、507号 | 49.82平方メートル | 月額 144,000円 |
| 206号、307号、407号、508号 | 94.18平方メートル | 月額 277,000円 |
| 207号、308号、408号、509号 | 157.94平方メートル | 月額 465,000円 |
| 501号～506号 | 65.72平方メートル | 月額 192,000円 |

別記

第1号様式（第4条関係）

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用申請書

年 月 日

（宛先）大田区長

会 社 名
住 所
（代表者名）
氏 名
電 話 （ ）

下記のとおり、大田区立本羽田二丁目第2工場アパートの使用について、関係書類を添えて申請します。

記

| | | | | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|
| 使用資格1 | 1 工場として使用する 2 研究開発の拠点として使用する者 3 産学連携の拠点として使用する者 | | | |
| 使用資格2 | 1 事業拡張又は操業環境の悪化により作業場を必要としている者 2 新規創業により作業場を必要としている者 （創業年月日： 年 月 日） | | | |
| 希望室番号 | 第1希望 号室 | 第2希望 号室 | 第3希望 号室 | 第4希望 号室 |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |

*新規創業の場合は、創業年月日が確認できる書類を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用予定者決定通知書

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった大田区立本羽田二丁目第2工場アパートの使用について、下記のとおり使用予定者として決定したので通知します。

記

| | |
|-------|----------------------|
| 使用資格1 | |
| 使用資格2 | |
| 室番号 | 号室（ m ² ） |

（注意）

年 月 日（ ）までに次の手続をしてください。この手続を完了しないと使用許可を受けることができません。

- 1 連帯保証人の連署する請書及びユニット内配置図を提出してください。
- 2 保証金を同封の納付書により納付してください。
- 3 次に掲げる施設を現に使用している場合は、使用している施設の返還届を提出してください。
 - （1） 大田区立本羽田二丁目工場アパート（テンポラリー工場として使用している場合及び建替使用者として使用している場合を除く。）
 - （2） 大田区東糞谷六丁目工場アパート

第3号様式（第6条関係）

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用不許可通知書

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 印

年 月 日付で申請のあった大田区立本羽田二丁目第2工場アパートの使用については、下記の理由により、許可しないことを決定したので通知します。

記

| | |
|--------|--|
| 不許可の理由 | |
|--------|--|

第4号様式（第7条関係）

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート補欠登録通知書

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった大田区立本羽田二丁目第2工場アパートの使用について、下記のとおり補欠者として登録したので通知します。

記

| | |
|--------|--|
| 使用資格1 | |
| 使用資格2 | |
| 補欠登録順位 | |

※ 登録の有効期間は、使用者が上記の施設の使用を開始するまでの間です。あなたが使用予定者になるのは、上記施設の使用予定者又は使用者及び補欠登録の順位があなたより上位の者が、辞退等によりユニットを使用しないこととなったときです。

第5号様式（第8条関係）

請 書
年 月 日

（宛先）大田区長

使用者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例及び同条例施行規則並びにこれに基づく指示及び命令を固く守り、使用料その他の債務は、毎月末日までにその月分を支払い、滞納することのないようにします。

連帯保証人は、使用者と連帯して当該使用料その他の債務を負担します。また、使用者から、民法第465条の10第1項各号に掲げる情報の提供を受けています。

なお、連帯保証人に対する履行の請求は、使用者に対しても、その効力を生ずるものとします。

記

| | | | |
|-----------------------|--------------|---------------------------|---|
| ユニット使用料 | | 月額 | 円 |
| 室番号 | | 号室 (m ²) | |
| 使用 者 | 会社名 | | |
| | 現住所 | | |
| | (代表者名) 氏名 | ㊟ | |
| 連 帯 保 証 人 | 現住所 | 電話 () | |
| | 氏名 | (実印) | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 極度額 | 入居当初のユニット使用料の12月分 (円) | |
| | 職業 | | |
| | 勤務先又は 事業所 | (所在地) (名称) (電話) () | |

- 備考
- 1 ㊟とは、印鑑登録をした印鑑をいう。
 - 2 連帯保証人の印鑑証明書（発行後3月以内のもの）を裏面に貼付すること。
 - 3 連帯保証人は、独立して生計を営む者であって確実な保証能力を有すること。
 - 4 その他の債務には、駐車場使用料、当該施設で使用する電気、ガス及び上下水道の使用料、原状回復に係る費用、損害賠償その他大田区立本羽田二丁目第2工場アパートの使用に係る区に納付すべき一切の債務を含むものとする。
 - 5 連帯保証人を要しない場合は、連帯保証人欄への記載は不要とする。

第6号様式（第10条関係）

連帯保証人変更届

年 月 日

(宛先) 大田区長

| | |
|-------|-----------------------|
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 使用者氏名 | ㊟ |

私は、下記のとおり新たに連帯保証人を定めましたので、届け出ます。

記

| | | |
|------------|----------|---------------------------|
| 新連帯保証人 | 現住所 | 電話 () |
| | 氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 職業 | |
| | 勤務先又は事業所 | (所在地) (名称) (電話) () |
| 連帯保証人変更の理由 | | |

保 証 書

私は、使用者 と連帯して、使用者の大田区立本羽田二丁目第2工場アパートの使用により生じた使用料その他一切の債務を負担します。また、使用者から、民法第465条の10第1項各号に掲げる情報の提供を受けています。

なお、連帯保証人に対する履行の請求は、使用者に対しても、その効力を生ずるものとします。

年 月 日

住所
連帯保証人 氏名

㊟

記

| | |
|---------|------------------------|
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 所在地 | |
| ユニット使用料 | 月額 円 |
| 極度額 | 入居当初のユニット使用料の12月分 (円) |

- 備考
- 1 ㊟とは、印鑑登録をした印鑑をいう。
 - 2 連帯保証人の印鑑証明書（発行後3月以内のもの）を裏面に貼付すること。
 - 3 連帯保証人は、独立して生計を営む者であって確実な保証能力を有すること。
 - 4 その他の債務には、駐車場使用料、当該施設で使用する電気、ガス及び上下水道の使用料、原状回復に係る費用、損害賠償その他大田区立本羽田二丁目第2工場アパートの使用に係る区に納付すべき一切の債務を含むものとする。

第7号様式（第10条関係）

保 証 金 変 更 届

年 月 日

(宛先) 大田区長

| | |
|-----------|----|
| 室 番 号 | 号室 |
| 使 用 者 氏 名 | ㊦ |

私は、下記の理由により連帯保証人を欠くに至りましたが、新たな連帯保証人を定めることができないことから、保証金 円（使用料月額 円×2月相当分）を追加納付しますので届け出ます。

記

| | | |
|----------------|--------|------------------|
| 連帯保証人を欠くに至った理由 | | |
| 変更する保証金 | 納付済保証金 | 円（使用料月額 円×3月相当分） |
| | 変更後保証金 | 円（使用料月額 円×5月相当分） |

第8号様式（第11条関係）

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用許可書

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 印

下記のとおり、大田区立本羽田二丁目第2工場アパートの使用を許可します。

記

| | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用資格1 | |
| 使用資格2 | |
| 室番号 | 号室（ m ² ） |
| 会社等の名称 代表者氏名 | |
| 使用料の額 | 月額 円 |
| 使用開始日 | 年 月 日 |
| 使用終了日 | 年 月 日 |
| 許可条件 | 大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を固く守ること。 |
| 受領した保証 金の額 | 円（使用料 月相当分） |
| その他 | 保証人からの請求に基づき、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を保証人に対して提供する場合があります。 |

第9号様式（第13条関係）

使用資格変更申請書

年 月 日

（宛先）大田区長

会社等の名称

代表者氏名

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地も記入してください。〕

下記のとおり、使用資格の変更について申請します。

記

| 室番号 | 号室（ m ² ） |
|----------|----------------------|
| 現在の使用資格 | |
| 変更後の使用資格 | |
| 変更理由 | |

第10号様式（第13条関係）

使用資格変更許可（不許可）書

年 月 日

様

大田区長（氏名） 印

年 月 日付で申請のあった使用資格の変更について、下記のとおり許可（する・しない）ことを決定したので通知します。

記

| | |
|----------|----------------------|
| 室番号 | 号室（ m ² ） |
| 現在の使用資格 | |
| 変更後の使用資格 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 使用料 | |
| 決定の理由 | |

第 11 号様式 (第 14 条関係)

ユ ニ ッ ト 移 転 申 請 書

年 月 日

(宛先) 大田区長

会社等の名称

代表者氏名 ㊤

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地も記入してください。〕

下記のとおり、ユニットの移転について申請します。

記

| | |
|---------|-----------------------|
| 現在の室番号 | 号室 (m ²) |
| 移転先の室番号 | 号室 (m ²) |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 移転理由 | |

第 12 号様式 (第 14 条関係)

ユニット移転許可 (不許可) 書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

年 月 日付けで申請のあったユニットの移転について、下記のとおり
許可 (する・しない) ことを決定したので通知します。

記

| | |
|---------|-----------------------|
| 現在の室番号 | 号室 (m ²) |
| 移転先の室番号 | 号室 (m ²) |
| 使用料の額 | 月額 円 |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 決定の理由 | |

第 13 号様式 (第 16 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート更新申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

会社等の名称

代表者氏名

㊟

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地も記入してください。〕

下記のとおり、ユニットの使用期間更新について申請します。

記

| | |
|--------|-----------------------|
| 使用資格 1 | |
| 使用資格 2 | |
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 更新期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 更新理由 | |

第 14 号様式 (第 16 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート更新許可 (不許可) 書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 印

年 月 日付けで申請のあったユニットの使用期間更新について、下記
のとおり許可 (する・しない) ことを決定したので通知します。

記

| | |
|--------|------------------------------------------------------------|
| 使用資格 1 | |
| 使用資格 2 | |
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 更新期間 | 年 月 日から 年 月 日まで (当初入居年月日: 年 月 日) |
| 使用料の額 | |
| 理 由 | |
| 許可条件 | 大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート条例及び同条例施行規則並 びにこれに基づく指示及び命令を固く守ること。 |

第 15 号様式 (第 22 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

会社等の名称

代表者氏名 ㊟

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地も記入してください。〕

下記のとおり、大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパートの使用料の減額・免除について申請します。

記

| | |
|---------------|-----------------------|
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 駐車場番号 | 番 |
| 使用料の減免を希望する期間 | |
| 使用料の減免を希望する理由 | |

第 16 号様式 (第 22 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート使用料徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

会社等の名称

代表者氏名 ㊟

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地も記入してください。〕

下記のとおり、大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパートの使用料の徴収猶予について申請します。

記

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 駐車場番号 | 番 |
| 使用料の徴収猶予を希望する期間及び完納方法 | |
| 使用料の徴収猶予を希望する理由 | |

第 17 号様式 (第 22 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート使用料減免承認 (不承認) 決定通知書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

年 月 日付けで申請のあった大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート
使用料の減免について、下記のとおり承認 (する・しない) ことと決定したので通知し
ます。

記

| | |
|--------------|-----------------------|
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 駐車場番号 | 番 |
| 使用料減免 期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 使用料減免 の内容 | |
| 決定の理由 | |

第 18 号様式 (第 22 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート使用料徴収猶予承認 (不承認) 決定通知書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

年 月 日付けで申請のあった大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート
使用料の徴収猶予について、下記のとおり承認 (する・しない) ことと決定したので通
知します。

記

| | |
|--------|-----------------------|
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 駐車場番号 | 番 |
| 徴収猶予期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 完納の方法 | |
| 決定の理由 | |

第 19 号様式 (第 23 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート使用権承継許可申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

現使用者

会社等の氏名

代表者氏名

㊟

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地も記入してください。〕

承継者

会社等の氏名

所在地

代表者氏名

㊟

下記のとおり、大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパートの使用権を承継したいので申請します。

記

| | |
|--------------|-----------------------|
| 使用資格 1 | |
| 使用資格 2 | |
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 駐車場番号 | 番 |
| 現使用者と承継人との関係 | |
| 承継の理由 | |

第 20 号様式（第 23 条関係）

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート使用権承継許可（不許可）書

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパートの使用権の承継について、下記のとおり許可（する・しない）ことと決定したので通知します。

記

| | | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 使用資格 1 | | |
| 使用資格 2 | | |
| 室番号 | 号室（ m ² ） | |
| 駐車場番号 | 番 | |
| 現使用者 | 会社等の名称 | |
| | 代表者氏名 | |
| 承継者 | 会社等の名称 | |
| | 代表者氏名 | |
| 現使用者と承継者との関係 | | |
| 許可の条件 | 1 大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を固く守ること。 2 現使用者に属する大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパートに関する全ての債務を同時に承継すること。 | |
| 不許可の理由 | | |

第 21 号様式 (第 24 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート使用変更等届

年 月 日

(宛先) 大田区長

会社等の名称

代表者氏名

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地も記入してください。〕

下記のとおり、使用変更等をしたので届け出ます。

記

| | |
|--------------|-----------------------|
| 使用資格 1 | |
| 使用資格 2 | |
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 使用変更等の 内容 | |

第 22 号様式 (第 25 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート使用変更等許可申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

会社等の名称

代表者氏名

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地も記入してください。〕

下記のとおり、使用変更等をしたいので申請します。

記

| | |
|----------|-----------------------|
| 使用資格 1 | |
| 使用資格 2 | |
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 使用変更等の内容 | |
| 目的又は理由 | |

第 23 号様式 (第 25 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート使用変更等
許可 (不許可) 書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

年 月 日付けで申請のあった大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート
の使用変更等について、下記のとおり許可 (する・しない) ことと決定したので通知
します。

記

| | |
|--------|-----------------------|
| 使用資格 1 | |
| 使用資格 2 | |
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 許可の内容 | |
| 許可の条件 | |
| 不許可の理由 | |

第 24 号様式 (第 26 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート返還届

年 月 日

(宛先) 大田区長

会社等の名称

代表者氏名 ㊟

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地も記入してください。〕

下記のとおり、大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパートを返還します。なお、未納の使用料及び当社の責めに帰する事由による賠償金等があるときは、責任をもって精算します。

記

| | |
|-------|-----------------------|
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 駐車場番号 | 番 |
| 返還年月日 | 年 月 日 |

第 25 号様式 (第 27 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート使用許可取消通知書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

年 月 日付けで許可した大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパートの使用について、下記のとおりその許可を取り消したので通知します。

記

| | |
|--------|-----------------------|
| 使用資格 1 | |
| 使用資格 2 | |
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 駐車場番号 | 番 |
| 取消理由 | |

第 26 号様式 (第 27 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート明渡し請求書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

年 月 日から使用している大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパートについて、下記の理由により明渡しを請求します。

記

| | |
|--------|-----------------------|
| 使用資格 1 | |
| 使用資格 2 | |
| 室番号 | 号室 (m ²) |
| 駐車場番号 | 番 |
| 明渡し理由 | |

※ 明渡し期限は、この通知を受けた日から14日以内になります。

第 27 号様式 (第 28 条関係)

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート保証金精算書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート条例第 8 条第 1 項第 2 号若しくは同条第 3 項又は同条例施行規則第 10 条第 4 項の規定によりお預かりした保証金について、下記のとおり精算します。

記

精算内訳

| 保証金の額 | 円 |
|-------------------|---|
| 支出に充当する額 (内 訳) | |
| 差引額 | |

- 差引額について、
- 1 返還します。
 - 2 添付の納付書によりお支払いください。

第28号様式（第29条関係）

（表）

第 号

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート検査員証

職 氏名

上記の者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例第25条の規定に基づく検査員であることを証明する。

年 月 日

大田区長（氏 名） 印

（裏）

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例（抜粋）

（検査）

- 第25条 区長は、ユニットの管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者にユニットの検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。
- 2 前項の検査において、現に使用しているユニットに立ち入るときは、あらかじめ使用者の承諾を得なければならない。ただし、区長が緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、使用者の請求があったときは、それを提示しなければならない。

別記第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第10条関係）

第7号様式（第10条関係）

第8号様式（第11条関係）

第9号様式（第13条関係）

第10号様式（第13条関係）

第11号様式（第14条関係）

第12号様式（第14条関係）

第13号様式（第16条関係）

第14号様式（第16条関係）

第15号様式（第22条関係）

第16号様式（第22条関係）

第17号様式（第22条関係）

第18号様式（第22条関係）

第19号様式（第23条関係）

第20号様式（第23条関係）

第21号様式（第24条関係）

第22号様式（第25条関係）

第23号様式（第25条関係）

第24号様式（第26条関係）

第25号様式（第27条関係）

第26号様式（第27条関係）

第27号様式（第28条関係）

第28号様式（第29条関係）